



# 自家発入門 44

## 自家発電設備の設置工事に関する建設業法の規制

先月号に引き続き、今月号の自家発入門では建設業法による規制として、建設業の許可を受けて建設業を営む者に対して義務づけられる資格者について解説します。

Q 1

建設業法に基づき配置すべき技術者は、建設工事現場だけが対象になるのでしょうか。

A 1

建設工事現場だけではなく、営業所（※1）も対象にしています。

営業所・建設工事現場に配置すべき技術者等の配置関係として、一般建設業の許可においては建設業法第7条により、主たる営業所には常勤役員等及び営業所技術者（※2）、従たる営業所には営業所技術者及び令3条の使用人（※3）が必要です。

（特定建設業の許可においては同法第15条2号により「営業所技術者」を「特定営業所技術者」と呼称）

営業所技術者及び特定営業所技術者は、営業所に常駐して専らその職務に従事することになります。

特例として表1に掲げる要件を満たせば、専任を要しない建設工事現場（請負金額が4,500万円未満の工事、建築一式工事の場合は9,000万円未満の工事）の監理技術者等になります。

建設業法第26条の5により、情報通信機器を活用するなどの一定条件に合致した専任工事現場についても、営業所技術者が同工事現場の監理技術者等を兼務することができます。

Q 2

自家発電設備の設置工事を行う場合の建設工事現場に配置すべき技術者の資格要件を教えてください。

A 2

自家発電設備の設置工事に該当する建設業種としては建設業全29種類のうち、

※1 営業所とは、本店又は支店若しくは常時建設工事の請負契約を締結する事務所をいう。

※2 営業所技術者とは、当該営業所で営業しようとする建設業に係る資格や実務経験を有している技術者をいう。

※3 令3条の使用人とは、「建設業法施行令第3条に規定する使用人」であり、建設工事の請負契約の締結及びその履行に当たって、一定の権限を有すると判断される者、すなわち支配人及び支店又は営業所（主たる営業所を除く）の代表者をいう。

※4 「指定建設業」とは、施工技術の総合性、施工技術の必要性、施工技術の普及状況、その他の事情等を勘案して定められた業種で、土木工事業、建築工事業、電気工事業、管工事業、鋼構造物工事業、舗装工事業、造園工事業の7業種が定められている。

この記事は、当該内発協ニュース発行時の内容です。個別の運用に関しては、所轄行政機関に確認してください。

電気工事業と機械器具設置工事業が該当します。

**(自家発入門42参照)**

一例として電気工事業における建設工事現場における技術者の資格要件等を表2に示します。

電気工事業については建設業法施行令第5条の2

において「指定建設業」(※4)に該当しており、建設業法第15条第2項において、特定建設業の許可を受ける際に営業所に必要な技術者及び建設工事現場に配置する資格者(監理技術者)の資格要件を、他の22業種よりも厳しく定めています。

**表1 営業所の専任技術者が工事現場の資格者を兼ねることができる要件(概要)**

(平成15年4月21日付国総建第18号「営業所における専任の技術者の取扱いについて」)

- 1 当該営業所において請負契約が締結された建設工事であること。
- 2 工事現場の職務に従事しながら実質的に営業所の職務にも従事しうる程度に工事現場と営業所が近接し、当該営業所との間で常時連絡をとりうる体制であること。
- 3 所属建設業者と直接的かつ恒常に雇用関係にあること。

**表2 電気工事業における監理技術者・主任技術者となるための資格要件等**

許可の種類	特定建設業	一般建設業
元請工事における下請金額合計	5,000万円(注1) 以上	5,000万円(注1) 未満 以上は契約できない
工事現場に置くべき技術者	監理技術者	主任技術者
技術者の資格要件 (右記の何れかが必要)	①一級電気施工管理技士 ②技術士(電気・電子部門) 技術士(建設部門) 技術士(総合技術監理部門)	左記の①及び② ③二級電気工事施工管理技士 ④第一種電気工事士 ⑤第二種電気工事士+実務経験(3年) ⑥電気主任技術者 (第一種~第三種)+実務経験(5年) ⑦建築設備士+実務経験(1年) ⑧一級計装士+実務経験(1年) ⑨指定学科+実務経験(3年又は5年) ⑩実務経験(10年)
技術者の現場専任	公共性のある工作物に関する建設工事であって、請負金額4,500万円以上(注2)	

(注1) 建築一式工事の場合は8,000万円

(注2) 建築一式工事の場合は9,000万円

この記事は、当該内発協ニュース発行時の内容です。個別の運用に関しては、所轄行政機関に確認してください。